

都市計画法 都市計画基準

平成 22 年 問 16

問題 1

都市計画法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として、用途地域を定めないとされている。
2. 準都市計画区域は、都市計画区域外の区域のうち、新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域に指定するものとされている。
3. 区域区部は、指定都市、中核市及び特例市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域には必ず定めるものとされている。
4. 特定用途制限地域は、用途地域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために当該用途地域の指定を補完して定めるものとされている。

解説

1. ○ 市街化区域には、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域には、原則として用途地域を定めないとされている(都市計画法 13 条 1 項 7 号)。
2. × 新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を指定するのは、「都市計画区域」である。(同法 5 条の 2 第 1 項)。
3. × 三大都市圏の一定の区域等であれば、区域区分を必ず定めなければならないが、それ以外の区域では、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、区域区分を定めることができる(7 条 1 項本文)。
4. × 特定用途制限地域は、用途地域外の土地の区域(市街化調整区域を除く)内において、良好な環境の形成又は保持のため、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域である(同法 8 条 3 項 2 号ニ、9 条 14 項)。本肢は、「特別用途地区」の定義である(同法 9 条 13 項)。

正解-1